



「河内長野市新型コロナウイルス感染症患者等への
差別防止に関する条例」の改正を全会一致で可決
～河内長野市議会～

河内長野市議会は12月定例会の第1日（12月1日）において、全議員の発議による「河内長野市新型コロナウイルス感染症患者等への差別防止に関する条例」の改正を全会一致で可決しました。

今回の条例改正は、新型コロナウイルス感染症に対する偏見・差別を決して起こさない、許さないという強い意志を共有し、全ての方が、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、1年間の期限を設け、令和2年11月30日に本条例を制定したところですが、昨今、ワクチン接種の有無を理由とした誹謗中傷等も心配されることから、その防止を図ることに加え、コロナの収束が見込めないことから引き続きの取り組みが必要と考え、条例の失効期限を1年間延長するものです。

問い合わせ 河内長野市 議会事務局 議会総務課
電話：0721-53-1111